

開催日：令和 7 年 12 月 5 日

会議名：令和 7 年第 5 回定例会（第 2 日 12 月 5 日）

○西本ちかこ それでは、お許しをいただきましたので、私からは、性暴力、配偶者暴力被害者について、現状と取組についての支援について、質問をさせていただきます。

性暴力や配偶者暴力、DVは、被害者の心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その後の生活や就労、子育てなどにも長期的な困難をもたらすなど、重大な人権侵害であると配偶者暴力防止法では述べられています。

内閣府男女共同参画局が女性 1, 050 人、男性 788 人の総数 1, 838 人に調査をし、令和 6 年 3 月に公表したデータでは、配偶者からの暴力の被害経験について、身体的暴行 13. 5%、心理的攻撃 18%、経済的圧迫 7%とあります。被害を受けた人の 12. 6%、性別で見ると、女性の 15. 6%、男性の 7. 5%は命の危険を感じた経験があるということでした。

また、被害を受けた人の 44. 2%、性別で見ると、女性の 36. 3%、男性の 57. 2%は、どこにも相談をしていないということでした。

ですが、都道府県、市町村の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は高水準で推移をしており、令和 5 年度は約 12 万 7, 000 件と、平成 14 年の 3 万 5, 000 件から比べて、社会全体として認識される方が増えたこともあり、大きく増加をしています。

本市の男女共生センターローズWAMIは、様々な困難を抱えた女性の相談の拠点としても大変ありがたく思っておりますが、民間シェルターからはお声をお聞きしており、持続可能であるか、懸念をすることから質問をさせていただきます。

まず、本市における性暴力、DV被害の相談の現状、過去 5 年間の相談件数、相談内容について、また大阪府や民間支援団体等との連携状況、現在本市が行っている支援の内容について、お示してください。

また、支援に当たり、本市としてどのような課題を認識しているのかについても、お聞かせください。

○中井市民文化部長 性暴力、配偶者暴力被害者相談の現状についてであります。配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、電話、面接合わせまして、令和 2 年度 9 14 件、令和 3 年度 8 72 件、令和 4 年度 8 50 件、令和 5 年度 1, 012 件、令和 6 年度 1, 017 件でございます。

相談内容といたしましては、各年度とも住民票の閲覧制限に関する相談、各種手続に必要な書類の発行の依頼が最も多く、次いで、精神的暴力に関する相談、身体的暴力に関する相談となっております。

次に、支援内容や連携状況についてであります。一時保護の必要があると認められるときは、大阪府女性相談センターと協議を行い、府の一時保護施設での受入れを決定いたします。府の一時保護施設での受入れが困難な場合、市が委託する民間シェルターで緊急的に一時保護を行います。

また、被害者がDV被害者であると同時に、高齢者や障害者である場合には、それぞれ対応する部署との連携を図りながら、適切な一時保護施設へつないでまいります。

次に、支援に当たっての課題認識についてであります。令和6年度から女性相談支援員を1人増員し、5人体制で相談支援を実施しておりますが、なお、相談員それぞれが抱えるケース数を踏まえると、被害者に寄り添った支援を行うために、体制の充実も含めた検討が必要であると考えております。

○西本ちかこ では、シェルター受入れ人数の把握はされていますでしょうか。大阪府女性相談センターとの協議の中で、府で受入れ決定された人数、市が委託する民間シェルター受入れ人数について、把握しているようでしたら、お聞かせください。

○中井市民文化部長 配偶者暴力相談支援センターを通じて、大阪府または市の民間シェルターへ依頼した件数につきましては、一時保護状況として把握しておりますが、配偶者暴力相談支援センターを経由せず民間シェルター等に避難された方につきましては、把握をしておりません。

把握しております一時保護の状況としましては、令和2年度は6件、16人、令和3年度は4件、4人、令和4年度は6件、14人、令和5年度は2件、2人、令和6年度は7件、11人です。

○西本ちかこ 次に、交付金と補助金の活用状況について、お伺いします。

性暴力被害者支援交付金をはじめ、国、府の関連交付金や補助金をどのように活用しているのか、交付金と補助金の詳細について、お示しください。過去5年間の交付金と補助金の金額をお聞かせください。

○中井市民文化部長 市の配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金は、DV被害者等を支援する民間シェルターが実施する受入れ体制整備事業や専門的・個別的支援事業等に対する補助金でございます。

過去5年間の補助金額は、令和2年度は339万4,000円、令和3年度は656万9,000円、令和4年度は764万8,000円、令和5年度から令和7年度は同額で、317万9,000円でございます。

この補助金は、国の性暴力、配偶者暴力被害者等支援交付金により、補助金額が市に交付されます。過去5年間の交付金額は、令和2年度は339万4,000円、令和3年度は656万9,000円、令和4年度は764万8,000円、令和5年度から令和7年度は同額で、238万4,000円であります。

なお、国の交付金の補助率は、令和4年度までは10分の10、令和5年度以降は4分の3となっております。

○西本ちかこ では、どのように事業採択をされ、何か所の民間シェルターに対して補助金を支払われていますか。補助金の対象事業の使用目的についても、お聞かせください。

令和2年度は、6月の補正予算ということで、339万4,000円とヒアリングでお聞きをいたしました。令和3年度、令和4年度は、10分の10の国の交付金ということで、700万円前後出ております。

令和5年度まではそうであったにもかかわらず、補助金が4分の3の補助率となった、令和5年度から令和7年度については317万円と、約450万円減額をしています。この減額について、経緯をお聞かせください。

○中井市民文化部長 民間シェルターの事業採択等については、公募により決定しており、各年度ともに応募がありました同一の1団体に補助金を交付しております。

補助金の対象事業の使用目的についてでございます。

ペット同伴を希望するDV被害者の受入れのためのシェルターの賃借料、メール、SNS相談に係る人件費などの受入れ体制整備事業、心理的、法律面の支援における専門職員の人件費などの専門的、個別的支援事業でございます。

補助金減額の経過についてでございます。

令和5年度から国の交付金の補助率が10分の10から4分の3に減額となりました。市といたしましては、引き続き、民間シェルターの先進的な取組を支援するため、対象事業の整理を行い、減額となりました交付金の4分の1の事業費を市予算の範囲内で補助をしております。

○西本ちかこ ご答弁ありがとうございます。

この国の交付金の要綱では、4つの事業に対して1民間団体、基準額上限が1,000万円とあります。国の負担割合が全額から4分の3に変更になった令和5年度から、茨木市では補助金を上限317万9,000円と要綱に定め、受入れ体制整備事業と専門的、個別的支援事業の2つの使用目的に縮小し、うち4分の1である年間79万5,000円を茨木市が負担をしています。

対象事業の整理を行い、市の予算の範囲内で補助をされたとのことですが、対象事業の整理はどのようになされましたか。民間シェルターがこれまで受けておられた事業のうち、除かれた事業は何でしょうか、理由も併せてお聞かせください。

○中井市民文化部長 市負担額も考慮し、民間シェルター運営の基盤となる事業を対象事業に絞り、切れ目のない総合的支援事業、専門職養成研修、こども学習支援事業については、対象外といたしました。

○西本ちかこ 人権・男女共生センターを直営で持つ茨木市において、民間シェルターがDVや性暴力被害者の支援において、行政だけでは補い切れなるところを補っていただいている最後のとりでではと感じています。

民間シェルターの必要性についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

また、民間シェルターからの事業報告は、補助額317万9,000円を上回っていると聞いていますが、認識をされているかについてもお聞かせください。

○中井市民文化部長 現に被害に遭われている方の一時避難先として、様々な支援を行っておられるDVシェルターの必要性は認識しております。

民間シェルターからは、市の補助金額を超える事業実績をいただいております。

○西本ちかこ では、孤立防止と自立に向けた継続的な支援について、質問させていただきます。

性暴力やDVの被害を受け、逃れてこられた方は、加害者からの心理的支配を受け、精神的につらさを抱え、経済的困窮、支援者がいないなどによって孤立しやすく、支援につながったとしても、生活をスタートする上で必要な物の調達や仕事を探しながらこどもの保育園の申込みなど、一時的なシェルターを出た後も、継続的な相談や支援を民間シェルターが親身になって対応されています。

茨木市では、孤立を防ぎ、自立に向けた継続的な支援体制を整えておられるでしょうか、どのように取り組まれていますでしょうか。また、必要な方への訪問支援、アウトリーチなどは行われているのか、お聞かせください。

○中井市民文化部長 市内在住、また本市へ避難された被害者の自立に向けて、安全確保、生活、健康面での支援、心理的、法律面での支援を関係機関と連携し、実施するほか、各種証明書の発行、保護命令制度の利用についての情報提供、申立書作成支援、裁判所への書面回答などの支援を実施しております。

また、被害経験者が思いを共有できる居場所の提供を行っております。

なお、訪問支援につきましては、行っておりません。

○西本ちかこ 相談員を5人に増員され、市内在住、また、本市へ避難された被害者の自立に向けて様々な支援を行っていただいているということを理解をいたしました。

また、公的機関への同行支援も行われているとのことで、そちらにつきましては安心をいたしました。

減額時にカットされた事業である切れ目ない総合的支援事業、その概要の中には、自立に向けたプログラム実施や対象者へのアウトリーチ支援に要する人件費があります。本市は訪問支援、アウトリーチをされていないということです。

民間シェルターは、本市が行われていない訪問支援を必要とされるところへは行っておられます。市を介さず、他市、他県から避難してこられる方の相談、また24時間体制で相談を受けることもあり、シェルター退所後も継続支援をされている現状を本市としてどのように把握されているのでしょうか。

また、必要な支援が被害者に届いているか、民間シェルターが抱える課題、これらについてフィードバックを受ける場はあるのか、先ほど、報告書では補助金を上回る請求があるということでしたけれども、この補助金が十分でない現状について、どのように評価をされているのか、お聞かせください。

○中井市民文化部長 毎年度開催する茨木市DV防止ネットワーク連絡会において、民間シェルターの現状を報告いただくとともに、実績報告書の提出時や現地訪問時に支援の状況等についてヒアリングを行っております。

補助事業の効果といたしましては、公的な施設への入所が困難なケースへの対応や、若年女性を含む当事者からの相談に対して、必要に応じて専門家につながるがらの対応ができたこと、また、専門職のカウンセリングを通じて、DV被害者の自立に向けた支援ができたことが挙げられます。

なお、課題といたしましては、相談内容の複合的、多様性を感じており、さらなる関係機関との連携強化が必要であると認識をしております。

○西本ちかこ では、茨木市として民間シェルターへの追加支援を強化することについてのお考えをお聞かせください。

○中井市民文化部長 市独自の追加支援強化につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、民間シェルターの運営につきましては、公益的な取組となりますので、市長会を通じて府に対して民間シェルターの取組支援の財政支援を引き続き、要望をしております。

○西本ちかこ ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、本市が歳出している民間79万5,000円、この金額について、府に財政支援を要望しているとヒアリングでもお聞きをいたしまして、ご答弁もいただきましたけれども、民間79万5,000円です。民間シェルターは、専門性、長い経験の中からシェルターを出れば終わりということではなく、寄り添っておられます。公募をしても1件しか応募がない、現在の補助金はペット用シェルターの賃借代であって、人件費については持ち出されている状態です。

補助金の増額の検討、またこの補助金については、先進的な取組に対するということですので、本市独自としましても、訪問支援についての予算を要望させていただきます。この件につきましては、引き続き、文教常任委員会でも質問させていただきたいと思います。

最後に4点目、寄附金や支援物資をつなぐ仕組みの整備について、お伺ひいたします。

本市において、性暴力、DV被害者支援に関する寄附金や支援物資を受け付け、適切な団体や被害者につなぐ窓口は整備されているか、お聞かせください。

○中井市民文化部長 市におきまして、性暴力、DV被害者支援として寄附や物資を収受し、団体や被害者へつなぐ窓口の開設はしておりませんが、寄附の申出があった際には、団体へつなぐとともに、物資等が必要な方に対しましては、関係機関と連携して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○西本ちかこ 最後に要望させていただきます。

以前、担当課からは西成区の団体をご紹介いただきましたが、ありがたいながらも半日を要したそうです。堺や西成区など、お米などを集めに回っておられます。現在、社会的に注目をされているこども食堂への寄附や支援物資は、本市にある団体などから、こども政策課が窓口となり受けておられます。大阪府からも、現在のところ支援物資を毎月受けています。DVなど、困難を抱えた女性や高齢者には支援が集まる窓口はないのが現状です。

先日、このシェルターから、被害者が今月出産をされるのでベビーカーが見つからないかとお聞きをし、探しました。突然避難をしてこられる被害者に対して、民間シェルターは様々な生活用品や物資を集め、整理をし、自宅はいっぱいになっています。市としても、ぜひ受入れ窓口や保管場所の提供をご検討いただき、また、支援物資一つでも訪問支援のきっかけに持参できるようになるのではと思っておりますので、ご検討をよろしくお願ひいたします。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。